



東京歯科保険医新聞

国民とわれわれ歯科
医師が共同して保険
診療を充実させよう

第54回定期総会 賛成多数で6議案承認

協会は6月14日、千代田区のKKRホテル東京で2026年度第54回定期総会を開催した。第1部の総会に53人、続く第2部のシンポジウムには72人、その後の懇親会には82人が参加した。

定期総会の開催にあたり、早坂美都会長は、「近年の物価高騰や人手不足が医療経営に影響を及ぼし、国民の口腔内の健康を守ることが厳しいうちで、国会議員要請や国会内集会などを実施し、現場の声を伝えてきた。会員を支え、都民、そして国民がより安心して歯科医療を受けられるよう尽力していく」と挨拶した。

続いて関係団体と議員から寄せられた祝電とメッセージが紹介された後、議長に橋村威慶氏(文京区)、副議長に島倉洋造氏(千代田区)が選出された。議事では①2025年度の活動報告、②2025年度決算報告、③2026年度の活動計画案、④2026年度予算案、⑤選挙管理委員、⑥決議の6議案の全てが賛成多数により承認された。

質疑応答の中では、4名の会員から「診療報酬改定において協会が厚労省に要請した内容を教えてほしい」「各社からさまざまな無料セミナーやサービスの営業を受ける中で、協会はどのように組織拡大に取り組んでいるのか」「集団的個別指導や高点数による個別指導を不安に思う会員が多い。そのような会員の不安を払拭するために、広報をどのように進めていくのか」「集団的個別指導の基準となる平均点数の算出に問題があり、改善するよう要望してほしい」などの質問や意見が出され、早坂会長、加藤副会長が回答した。

◆故・川戸理事に感謝状、川本理事が退任

3月に逝去した川戸三

江理事(渋谷区)の生前の活動や功績に感謝の意を表し、早坂会長が感謝状を読み上げた。さらに、19年2月から理事を務めた川本弘氏(足立区)が本総会をもって退任することとなり、感謝状と花束が贈呈された(関連記事12・8面)。



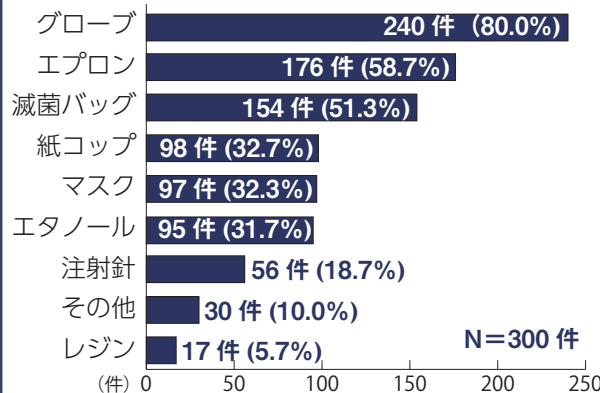
退任の挨拶をする川本弘理事

資材不足と価格高騰 歯科診療を直撃

医療資材不足アンケート

協会は、5月15日から31日にかけて、会員を対象とした「医療資材の在庫・供給状況緊急アンケート」を実施した。メール・FAXで会員5千25名にアンケートを送り、300医療機関(回答率5・8%)から回答を得た。その結果、94・0%が医療資材の入手困難を経験し、34・0%が既に診療への影響を受けていることが

図 入手困難となっている医療資材内訳(複数回答)



明らかとなった。特に不足が深刻な資材はグローブ(80・0%)、エプロン(58・7%)、滅菌バッグ(51・3%)など、切実な声が寄せられた(7面に続く)。

である。回答者からは、「予約枠を縮小している」「治療延期も行う」「代替品で対応している」など、切実な声が寄せられた(7面に続く)。

9月16日判決

控訴審が結審

「理論の整合性取れている」弁護団が見解

オンライン資格確認システムの導入義務化を巡る訴訟の控訴審が6月10日、結審した。判決は9月16日(水)に言い渡される見通し。東京高等裁判所で行われた第3回口頭弁論には、原告18名が集まり、66名が傍聴席から見守った。原告側から提出された書類を確認した上で、三木素子裁判長は控訴審の結審を告げた。

その後に行われた記者・原告説明会には、本訴訟の中で陳述書を出した原告の石毛清雄氏(千葉市/天台歯科医院)が出席。オンライン資格確認が義務化されたことを受け、2027年1月を目途に閉院する予定で、「患者が減少する中で(電子カルテなどを含み)オンライン関連の事業で医療機関が今後どのような影響を受けるかわからない。ここでやめるのが一番良い」と考えた」と苦しい胸の内を明かした。



記者らに説明する原告団

◆最高裁も視野に

原告弁護団は、控訴審の結果に関わらず最高裁まで進む可能性が高いと指摘。既に多くの医療機関でオンライン資格確認システムが導入されている現状に触れ、喜田村洋一弁護士は「私たちが確認したいのは、カードリーダーを設置しなければいけない義務がないということだけ」と、現場の実態と訴訟の位置付けは異なることを指摘し、「少なくとも理論、あるいは法律全体の整合性は取れている。国の主張は我々の主張に向き合っていない」と原告優勢であるとの見方を示した。

一、国は、健康保険証の発行停止を撤回すること。少なくともマイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書を一斉発行するよう、各自治体に要求すること。

一、国は、歯科医療の充実や医療従事者の処遇改善が進むよう、診療報酬を大幅に引き上げること。

一、国は、医療用手袋や滅菌袋、医療用エプロンなどを

2026年6月14日
東京歯科保険医協会
第54回定期総会

探針

今年もまもなく8月6日
広島平和記念
日、8月9日
長崎原爆の日
がやってくる。広島では原子爆弾投下時の在広島市35万人のうち、放射線による急性障害が落ち着いた1945年12月末までに約14万人が亡くなり、長崎では27・28万人が被爆(被曝)して約7万4千人が亡くなった▼「存知のように被爆は爆撃を受けること」「被曝は放射線に曝されることである。原子爆弾は被爆」して生き残った後も「被曝」による放射線障害で被ばく者を長く苦しめる点が極めて非人道的である。当時は放射線障害の詳細が分かっていたら、原子爆弾はその圧倒的な破壊力を利用することが目的であった▼今、私たちが放射線を安全に利用できるのは、国際放射線防護委員会の勧告に依っている。それは、広島・長崎で「被曝」した方々の放射線障害疫学的データが反映されたものである。歯科臨床は放射線X線画像なくして行うことができない。私たちが医療従事者は、広島・長崎の「被爆・被曝」を決して忘れてはならない。合掌。(A)

発行所
東京歯科保険医協会
〒169-0075
東京都新宿区高田馬場1-29-8
いちご高田馬場ビル6階
電話 03(3205)2999
振替口座 00180-0-118231
購読料 年6,000円
(会員の購読料は会費に含まれています)

2026年度診療報酬改定情報

疑義解釈(その5・その9)を通知

歯科技工所ベースアップ支援料の算定、
歯周病継続支援治療等の開始時期を明確化

厚生労働省は6月26日までに、2026年度診療報酬改定に関する疑義解釈(その5・その9)を通知した。
今回は、歯科技工所ベースアップ支援料の算定、歯周病継続支援治療の開始時期、新製有床義歯管理料の取り扱い、人工歯の材料価格の算定方法などについて考え方が示された。協会に寄せられている相談の中でも問い合わせの多い内容を紹介する。

【歯周病継続支援治療①】

5月末までにSPTまたはP重防を算定していた場合、口管強の届出を行っている医療機関では、6月からSPTの算定ができる。口管強の届出がない医療機関は、前回算定月の翌月初日から2カ月を経過した日以降に算定する。

【歯周病継続支援治療②】

(問) 2026年度診療報酬改定において、歯周病安定期治療及び歯周病重症化予防治療が歯周病継続支援治療に統合されたが、2026年5月末までに歯周病安定期治療又は歯周病重症化予防治療を算定し、同年6月以降に歯周病継続支援治療を開始する場合の取扱い如何。

(答) 小児口腔機能管理料の注5に規定する口腔管理体制強化加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関においては、歯周病継続支援治療を6月に算定して差し支えない。

料1により、他の保険医療機関に対して情報提供を求め、それに基づいた他の保険医療機関からの情報提供により重症化予防連携強化加算を算定する場合

②他の保険医療機関に対して情報提供を行う際に、診療情報等連携共有料2を算定する場合

(問) 歯科技工所ベースアップ支援料について、1装置につき、装着の算定時に算定する取り扱いであるが、以下の装置における取り扱いはどのようなものか。

(答) いずれも算定要件を満たす場合は算定して差し支えない。

【新製有床義歯管理料】

5月末までに義管を算定している患者について、6カ月を経過していない場合であっても、新たに別の新製有床義歯に関する説明などを行った場合には、再度算定できることが示された。

【歯周病継続支援治療②】

(問) 2026年度診療報酬改定において、新製有床義歯管理料の取扱いが見直されたが、2026年5月末までに新製有床義歯管理料を算定し、6月を超えない期間で新たに別の新製有床義歯に関する取扱いの説明等を行った場合の取扱い如何。

(答) 新製有床義歯管理料を再度算定して差し支えない。

【歯科技工所ベースアップ支援料①】
別装置であれば、同一装置は1回のみの算定となる。それぞれの装着料算定時に歯科技工所ベースアップ支援料を算定できる。

(問) 鉤の製作等を歯科技工所に委託する際に、次の場合は、歯科技工所ベースアップ支援料は算定できるのか。①鉤の製作に係る技術料及び材料料のみを算定する場合、②鉤の製作や組込等に伴い有床義歯修理を併せて算定する場合

(答) ①算定できない。
②義歯修理の装着料の算定時に、当該支援料を算定して差し支えない。

【歯科技工所ベースアップ支援料②】

(問) 2026年度診療報酬改定において、新製有床義歯管理料の取扱いが見直されたが、2026年5月末までに新製有床義歯管理料を算定し、6月を超えない期間で新たに別の新製有床義歯に関する取扱いの説明等を行った場合の取扱い如何。

(答) ①キーパー付き根面板と有床義歯(磁石構造体を含む)は別装置であるため、有床義歯とキーパー付き根面板の装着料の算定時に、歯科技工所ベースアップ支援料はそれぞれ算定できる。

(問) 2026年度診療報酬改定において、新製有床義歯管理料の取扱いが見直されたが、2026年5月末までに新製有床義歯管理料を算定し、6月を超えない期間で新たに別の新製有床義歯に関する取扱いの説明等を行った場合の取扱い如何。

(答) 新製有床義歯管理料を再度算定して差し支えない。

する場合は、歯科技工所ベースアップ支援料を算定できることが明記された。

(問) 鉤の製作等を歯科技工所に委託する際に、次の場合は、歯科技工所ベースアップ支援料は算定できるのか。①鉤の製作に係る技術料及び材料料のみを算定する場合、②鉤の製作や組込等に伴い有床義歯修理を併せて算定する場合

(答) ①算定できない。
②義歯修理の装着料の算定時に、当該支援料を算定して差し支えない。

CD-ROMなどでのレセプト請求

移行計画書は8月末までに

厚生労働省は6月10日、2026年10月以降もCD-ROM等を用いた診療報酬の請求を継続する場合には、届出書および移行計画書を8月31日までにポータル

ルサイトで提出するか、書面で様式を提出する必要がある、と保険局長名で通知した。

書面で提出する場合は、社会保険診療報酬支払基金(支払基金)と東京都国民健康保険団体連合会(国保連合会)にそれぞれ提出する必要があるため注意してほしい。

なお、厚労省はポータルサイト上のWEBフォームでの提出を原則としている。25年は、7月に支払基金や国保連合会から医療機関に案内が届いていたことから、現在も光ディスクでレセプト請求を行っている場合は、今後の通知を十分注視することが必要だ。

◆詳細は8月号で紹介
提出先などの詳細については、本紙8月号に掲載予定。

「キャンセル料の徴収は『選定療養』のみ」に!!

厚労省が訂正を通知

◆「誤った」解釈広がる
厚生労働省は3月27日付で、『予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料』を保険診療とは別に徴収できる」と通知したため、歯科診療など一般的な予約においても、キャンセル料を徴収できるとの解釈が広がった。

しかし、厚労省は5月29日付で訂正通知を出し、これは「選定療養費における予約に基づく診察」のみに限定されることを訂正・通

◆求められる正確かつ慎重な情報発信

当初公表された通知の文言が誤っていたことにより誤解を与え、医療機関などに混乱をきたした今回の問題。正確かつ慎重な情報発信を行うとともに、訂正は速やかに行うよう再発防止策を講じるよう求める。

第54回定期総会懇親会参加来賓一覧

(順不同、敬称略)

◆衆議院議員

参政党	吉川里奈
-----	------

◆東京都議会議員

都民ファーストの会東京都議団	おぎの稔
東京都議会自由民主党	山崎一輝
東京都議会立憲民主党・ミライ会議・生活者ネットワーク・無所属の会	三雲崇正
日本共産党東京都議会議員団	米倉春奈
日本共産党東京都議会議員団	原のり子
国民民主党東京都議団	坂本まさし
国民民主党東京都議団	福井ゆうた
国民民主党東京都議団	おくもとゆり

◆区議会議員(新宿区のみ)

日本共産党新宿区議会議員団	沢田あゆみ
---------------	-------

◆団体等

公益社団法人日本補綴歯科学会	理事長	大久保力廣
全国B型肝炎訴訟原告団	代表	田中義信
全国保険医団体連合会	副会長	天谷静雄
東京保険医協会	会長	岡本正史

第54回定期総会祝電・メッセージ等一覧

(順不同、敬称略)

◆衆議院議員

自由民主党	安藤たかお
-------	-------

◆参議院議員

立憲民主党	塩村あやか、牧山ひろえ
日本共産党	吉良よし子、山添拓

◆東京都議会議員

都民ファーストの会東京都議団	後藤なみ、こまざき美紀、さいとう和樹、高野たかひろ、福島りえこ、保坂まさひろ、山口せいや、山田あさみ、山田ひろし、龍門あいり
東京都議会自由民主党	小松大祐、増山あすか、吉住はるお
東京都議会立憲民主党・ミライ会議・生活者ネットワーク・無所属の会	岩永やす代、中村ひろし、西崎つばさ、東友美
都議会公明党	かまた悦子、たかく則男、高田清久、谷公代
日本共産党東京都議会議員団	藤田りょうこ

◆区議会議員(新宿区のみ)

自由・参政クラブ	石川孝一
立憲民主党・無所属クラブ	志田雄一郎、小野裕次郎、山口かおる

◆団体・企業等

東京社会保障推進協議会、東京民主医療機関連合会、「保険で良い歯科医療を」全国連絡会、東京母親大会連絡会、全国B型肝炎訴訟原告団、中日新聞東京本社(東京新聞)、太陽生命保険株式会社、富国生命保険相互会社、三井住友海上火災保険株式会社、明治安田生命保険相互会社、東京合同法律事務所、野本法律事務所、税理士法人税制経営研究所、bloom総合事務所

◆保険医協会・医会等

全国保険医団体連合会、一般社団法人北海道保険医会、岩手県保険医協会、宮城県保険医協会、秋田県保険医協会、山形県保険医協会、福島県保険医協会、一般社団法人茨城県保険医協会、栃木県保険医協会、群馬県保険医協会、埼玉県保険医協会、一般社団法人千葉県保険医協会、神奈川県保険医協会、福井県保険医協会、岐阜県保険医協会、静岡県保険医協会、愛知県保険医協会、三重県保険医協会、滋賀県保険医協会、京都府保険医協会、京都府歯科保険医協会、大阪府保険医協会、大阪府歯科保険医協会、兵庫県保険医協会、奈良県保険医協会、和歌山県保険医協会、鳥取県保険医協会、島根県保険医協会、広島県保険医協会、山口県保険医協会、香川県保険医協会、高知県保険医協会、福岡県保険医協会、佐賀県保険医協会、長崎県保険医協会、一般社団法人熊本県保険医協会、大分県保険医協会、宮崎県保険医協会、鹿児島県保険医協会、沖縄県保険医協会

公費助成制度に係る資格確認方法 オン資不具合▼マイナポータル画面での確認も可能に

政府は、マイナンバーカードを利用して医療費助成の資格確認を行えるシステムPMH (Public Medical Hub) の拡大を進めている。このシステムは、医療機関がPMHへの対応を行うことにより、マイナンバーカードをカードリーダーにかざすことで、医療受給者証なしで、医療費助成の資格確認が行えるというもの。

一方、これまでの医療機関の窓口の対応ルールでは、不具合などの事情によりマイナンバーカードの読み取りができない場合には同時にPMHを利用した確認が行えないため、紙の医療受給者証の提示が必要であった。これに対し厚生労働省は今年5月22日付で、紙の医療受給者証の提示だけでなく、新たにマイナポータルにおける医療受給者証画面の表示でも公費の資格確認を行ってもよいことを通知した(表1)。

医療機関において、公費助成制度に関するPMH接続のシステム改修は義務ではない。6月17日付で導入している都内の歯科医療機関は2千731件(導入率26・6%)に留ま

表1 医療費助成の資格確認方法の分類

自治体の対応状況	医療機関のPMH対応改修状況	基本的な資格確認方法	オン資システムの不具合等により確認不可な場合の資格確認方法
PMH対応済 ※表2参照	済	マイナ保険証(PMH利用)	①マイナポータル画面(医療保険)+医療受給者証 【新設】 ②マイナポータル画面(医療保険)+マイナポータル画面(医療受給者証)
	未実施	紙の医療受給者証	(なし)

表2 主な公費助成制度と自治体でのPMHの対応状況

公費助成制度	公費助成制度のPMHに対応している自治体
①義務教育就学児医療費助成(マル子)	大田区、世田谷区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、大島町
②ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)	①の自治体のうち、大島町を除く自治体
③心身障害者医療費助成制度(マル障)	①の自治体のうち、大田区、武蔵野市、調布市、小金井市、国立市、東大和市、奥多摩町、大島町を除く自治体

PMH (医療費助成) 先行実施自治体一覧



PMHシステム改修費

26年度助成金申請受付がスタート

2025年度に引き続

の3を補助)

き、PMHの導入に向けた

【申請期間】

レセコン改修などに関する

26年9月30日まで

助成金の受け付けが始まっ

【申請方法】

た。このシステム改修を行

医療機関等向け総合ポータ

うことにより、マイナンバ

ルサイト内の「オンライン

ーカード1枚で「マル子」

資格確認導入後の補助事

業」から申し込み(QR

③)。

などの受給資格をオンライ

ンで確認することが可能に

なる。

詳細は以下のQRから

確認するか、ランニングコ

ストも踏まえて各レセコン

ベンダーに問い合わせてほ

しい(QR①)。

また、東京都の「こと

もDX推進に向けた医療機

関等におけるマイナンバー

カード活用推進事業」は

今年度も実施予定だが、詳

細は未定である(QR②)。

【補助額】

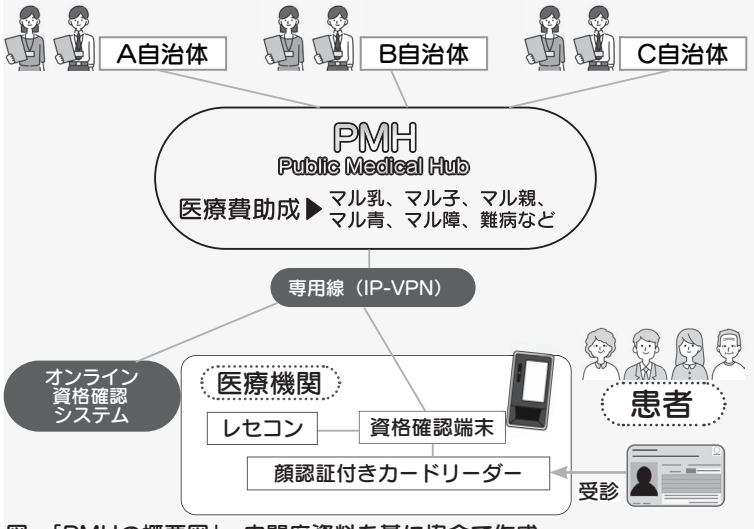
上限5・4万円(事業費7

・3万円を上限にその4分

【補助額】

上限5・4万円(事業費7

・3万円を上限にその4分



図「PMHの概要図」 内閣府資料を基に協会で作成

第2回新点数説明会

今次改定の留意点を解説

協会は5月21日、なかのZERO大ホールで2026年度診療報酬改定に伴う第2回新点数説明会を開催した。

今次改定の要点を解説した第1回に続き、今回は「保険請求を行う際の留意点」をテーマに会員ほか912名が参加し、講師の説明に耳を傾けた。

冒頭、早坂美都会長が挨拶に立ち、新設された歯科

技工所ベースアップ支援料に関する協会の考え方を説明し、積極的な届け出と保険請求を行うよう促した。

講師は、加藤副会長、川本弘理事を務めた。口機能と小機能、画像診断料および歯科技工士連携加算の算定要件変更、CAD/CAM冠の咬合支持要件廃止と適用拡大、歯科技工所ベースアップ支援料の新設(下表参照)、除去の区分変更、浸麻と歯科麻酔薬剤料など、改定後の請求で混乱しないよう主な変更点として12項目を掲げ解説した。

最後に、本橋昌宏副会長、濱崎啓吾理事、重松建吾社保・学術部員、三島桂同部員が参加者から寄せられた質問に丁寧に回答して



川本弘理事

加藤副会長

表 歯科技工所ベースアップ支援料の算定対象と算定期間	
装着日に算定	それぞれの所定点数の算定日に併せて算定
・コア ・インレー ・3/4冠、4/5冠、FMC、乳歯冠 ・チタン冠、接着冠、HJC ・CAD/CAMインレー・冠 ・口腔内装置 ・ブリッジ ・PD、FD 等	・支台築造 ・暫間歯冠補綴装置 ・3次元プリント有床義歯 ・口蓋補綴 ・顎補綴(ホット床に限る) ・広範囲顎骨支持型補綴 ・保定装置のフィクスドリテーナー ・トルキングアーチ

第3回新点数説明会

在宅医療のポイント説明

協会は5月27日、なかのZERO大ホールで第3回新点数説明会を開催し、会員ほか379名が参加した。

今次改定の中でも、特に「在宅医療」に焦点を絞った内容で構成し、解説を池川裕子理事(地域医療部長、症例解説を馬場安彦副会長がそれぞれ担当した。改定された在宅医療支援歯科診療所(歯援診)の施設基準の要件、訪問歯科衛生指導料(訪衛指)の算定人数の制限、新設された「医科連携訪問加算」の施

設基準など、在宅医療に関する主な変更点や算定上の留意点について、具体的な症例を交えながら解説した。

質疑応答では、「口腔機能実地指導料と介護保険との給付調整」などについて質問が出され、講師陣が丁寧に回答した。

アンケートには「とても分かりやすく、大変参考になった」などの声が多数寄せられ、好評だった。

◆警視庁担当者が駐車許可証の申請方法を説明

「在宅医療」に焦点を絞った内容で構成し、解説を池川裕子理事(地域医療部長、症例解説を馬場安彦副会長がそれぞれ担当した。改定された在宅医療支援歯科診療所(歯援診)の施設基準の要件、訪問歯科衛生指導料(訪衛指)の算定人数の制限、新設された「医科連携訪問加算」の施

設基準など、在宅医療に関する主な変更点や算定上の留意点について、具体的な症例を交えながら解説した。

質疑応答では、「口腔機能実地指導料と介護保険との給付調整」などについて質問が出され、講師陣が丁寧に回答した。

アンケートには「とても分かりやすく、大変参考になった」などの声が多数寄せられ、好評だった。

◆警視庁担当者が駐車許可証の申請方法を説明

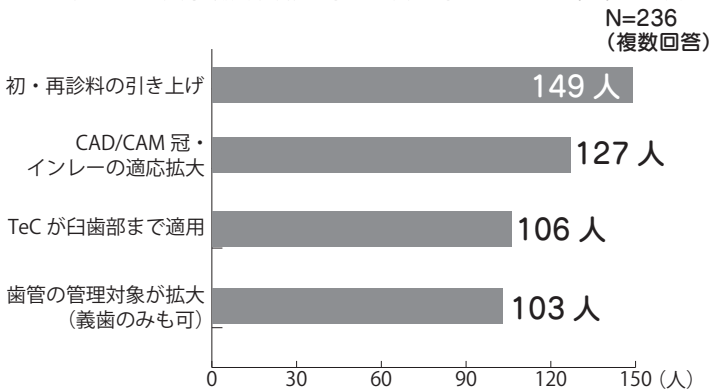
「患者提供文書」価格改定のお知らせ

協会では、患者提供文書を会員の皆さまに手頃な金額でお届けできるよう販売開始以来、価格を維持してまいりました。しかしながら、昨今の原材料費や物流費の高騰などにより仕入れ価格が大幅に値上がりしており、従来の販売価格を維持することが極めて困難な状況となりました。

つきましては、2026年9月1日受注分より、以下の書籍等の価格を1冊500円(送料・代引き手数料別)から1冊600円(送料・代引き手数料別)に改定させていただきます。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

- ①歯科疾患管理計画書(初回用)
- ②歯科疾患管理計画書(継続用)
- ③「新製有床義歯管理用」(義管)
- ④「お口の中をいつもきれいにしましょう」(実地・口指導)
- ⑤「お口の健康を大切にしましょう」(訪衛指)
- ⑥「クラウン・ブリッジ維持管理に関する説明書」(補管)

図 今回の診療報酬改定で、評価できると思われる項目



経営・税務相談

Q & A No.442

患者から『話し方が冷たい』と言われたら

—信頼関係を築く接遇のポイント—

Q 1 患者から「スタッフの話し方が冷たい」と言われた。今後、医院を運営する上でどう受け止めるべきか。

【A 1】 まずは、「なぜ患者がそのように感じたのか」をスタッフと共に考えることが大切です。スタッフに悪気がなくても、説明の仕方や表情、言葉の選び方によって、患者から「突き放された」「話を聞いてもらえなかった」と受け取られることがあります。

特に歯科医院では、患者は不安や緊張の中で来院しています。診療中はユニット上で無防備な状態となるため、声の掛け方や説明のタイミングにも配慮が必要です。突然大きな声で話したり、一方的な説明をしたりすると、患者の不安感を強めてしまう場合があります。

苦情の中には、医院の接遇を見直すヒントが含まれていることもあります。「こちらに問題はなかった」と考えるのではなく、「患者にはどう伝

わったのか」という視点で振り返り、今後に活かすことが重要です。

Q 2 多忙の中でも印象を悪くしない伝え方はあるか。

【A 2】 忙しい状況でも、短い言葉や声掛け一つで患者の受け取り方、感じ方は大きく変わります。

例えば、「お待たせしました」「ご不安な点はありませんか」「説明が不足していたら遠慮なく聞いてください」などの一言を添えるだけでも、患者の安心感につながります。

また、専門用語を避け、患者に分かりやすい言葉で伝えることも重要です。説明を急ぎすぎると、「流れ作業のように扱われた」と感じられてしまうことがあります。

さらに、表情や視線、声のトーンなども印象に



第1回ドクター・スタッフ講習会
接遇講習会お申込みはこちら

影響を及ぼします。マスク越しでも、相づちや視線などでも「話を聞いている」という姿勢を示すことが、信頼関係作りにつながります。

Q 3 スタッフ全体で接遇の在り方を改善するにはどうしたらよいか。

【A 3】 接遇は個人の努力だけでなく、医院全体で取り組むことが重要です。

例えば、「患者への説明は、最後に必ず、理解してもらえたか確認の一言を入れる」「受付では必ず患者への挨拶や声掛けをする」など、基本的な対応ルールを院内で共有することで、スタッフ間の対応の差を減らすことができます。

また、患者から寄せられた意見や苦情を、特定のスタッフ個人の問題として扱うのではなく、「医院全体で改善する課題」として共有することも大切です。

協会では、患者対応や接遇に関する第1回ドクター・スタッフ講習会を7月15日(水)午後6時30分より開催します。この機会に接遇の基本を見直してみませんか？

ぜひ、スタッフ教育にご活用ください。詳細は5面または左QRよりご確認ください。

賃上げ・物価上昇支援事業



東京都
該当ページ

診療所等賃上げ支援事業および診療所等物価支援事業の交付申請兼実績報告が始まりました。必ず、8月7日(金)までに行ってください。

	診療所等賃上げ支援事業	診療所等物価支援事業
支給額 (歯科診療所)	15万円	17万円

Jグランツ申請	書面申請
Jグランツ上での 交付申請兼実績報告 8月7日(金)まで	郵送での交付申請兼実績報告 6月11日(木)～8月7日(金)まで 郵送先： 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-22 新宿コムロBLD702号 東京都医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する 支援金事務局宛 ※交付申請兼実績報告書に印鑑証明書 (個人事業主は印鑑登録証明書)に登録している印鑑 での押印、および印鑑証明書(個人事業主は印鑑登 録証明書)の原本が必要。 7月以降、交付決定兼額の確定通知を送付。順次支援金を支給。

東京都医療機関等

物価高騰緊急対策支援金



東京都
該当ページ

東京都が独自で行う2026年度医療機関等物価高騰緊急対策支援金の申請スケジュールが6月22日に公表されました。支援金の受給には、web事前申込が必須となるため、7月22日(水)までに忘れずに申し込んでください。なお、申請方法などの詳細は公表され次第、協会ホームページやデンタルブックでお知らせします。

【申請対象とスケジュール】

- 対象：都内の保険医療機関
- 交付額：78,000円
- 申請方法：Jグランツ申請または書面申請
- スケジュール：※Web事前申込は必須です
Web事前申込受付期間 7月1日(水)～7月22日(水)
交付申請兼実績報告期間 7月23日(木)～8月14日(金)
支援金の支給 9月1日(火)～順次

トラブル対策は早めの対応がポイント

無料相談

法律相談、経営&税務相談

協会の顧問弁護士と顧問税理士が回答いたします。
(相続、賃借契約のトラブル、記帳や仕分け方法など何でもご相談ください)

日 時：7月16日(木) 午後2時～5時

定 員：6名(各3名。相談時間は1人1時間以内)

場 所：東京歯科保険医協会 会議室

要予約：03-3205-2999(担当：経営管理部)

※予約は、受付順とさせていただきます。

ホームページアドレス <https://www.tokyo-sk.com/> e-mail info@tokyo-sk.com

「保険でよい歯を」東京連絡会 市民講演会

知っておくべき・備えておくべき災害時の歯・口の健康

～東日本大震災被災地の歯科医からの提言～

私は、大規模災害が発生した際、歯科医師として被災地に入ります。しかし、「なぜ歯科医が」と疑問に思われる方も多いかもかもしれません。私たち歯科医師は、「食」を支える医療従事者として重要な役割を担っています。災害時には、ストレスや水不足などが重なり、口腔内のトラブルが増加します。その結果、食事が十分にとれなくなり、栄養状態や体力の低下を招き、最終的には命の危機につながることもあります。そこで今回は、これまでの被災地における歯科医療支援の経験を踏まえ、災害現場の実情と、災害時における口の健康の重要性についてお話しします。(講師より)

日 時 7月26日(日) 午後1時～3時
講 師 河瀬 聡一郎 氏(石巻市雄勝歯科診療所 所長他)
会 場 東京歯科保険医協会会議室およびWeb開催(*1・3)
定 員 Web開催500名、協会会議室20名
対 象 どなたでもご参加いただけます。
参加費 無料
予 約 右のQRからお申し込みください。
担 当 「保険でよい歯を」東京連絡会事務局



参加申込



河瀬 聡一郎 氏

後援： 東京都 新宿区

第41回保団連医療研究フォーラム

参加者募集

テーマ「人と人をつなぐ地域の医療」

第41回医療研究フォーラムが10月11日(日)～12日(月・祝)に東京都千代田区の都市センターホテルで開催されます。参加される先生は協会までご連絡ください。詳細は下記QRからご覧ください。

日時・内容
10月11日(日) 午後5時～8時30分
記念講演「誰の命も見捨てない医療のために」
講師：朝比奈 秋 氏(作家)
レセプション(申込者のみ)
10月12日(月・祝) 午前9時～午後3時30分
分科会・ポスターセッション
シンポジウム『『孤独な医療』から『つながる医療』へ
～地域をつなぐ在宅医療』

会 場 都市センターホテル
東京都千代田区平河町2-4-1
※オンライン配信(ライブ)は行いません。
主 催 全国保険医団体連合会
参加費 医師・歯科医師 8,000円
コ・メディカル、コ・デンタル 500円
レセプション参加費 10,000円

予 約 お電話03-3205-2999(担当：地域医療部)にてお申込みください。

締 切 9月2日(水)※一次締切



詳細は
こちらから

研究会・行事ご案内

- ※1 東京歯科保険医協会:新宿区高田馬場1-29-8 いちご高田馬場ビル6階
交 通 JR山手線・西武新宿線「高田馬場駅」(戸山口)より徒歩3分
東京メトロ東西線「高田馬場駅」(3番出口)より徒歩5分
- ※2 ワイム貸会議室高田馬場:新宿区高田馬場1-29-9 TDDビル (交通は上記「※1」と同じ)
- ※3 Web開催・配信はZoomウェビナーを使用します。
- ※4 文京シビック:東京都文京区春日1-16-21
交 通 東京メトロ丸ノ内線・南北線「後楽園駅」(4a・5番出口)徒歩1分
都営地下鉄三田線・大江戸線「春日駅」(文京シビックセンター連絡口)徒歩1分

第1回ドクター・スタッフ講習会

接遇講習会

大好評

知らないと損をする！

職場でもプライベートでも大切にされる社会人マナー

スタッフの社会人としての自覚やマナーの欠如に、お困りではありませんか。その多くは、「知らない」「教わっていない」ことが原因です。特に、Z世代と呼ばれるスタッフの教育に悩まれている先生は少なくありません。

注意したくても、パワハラと受け取られないかーその不安は、今や業界を問わず共通の悩みです。また、コスト意識の低さや権利ばかりを主張する言動は、院長の立場では伝えにくいものです。

本講演では、職場はもちろん、プライベートにも活かせる「社会人としてのマナー」をお伝えいたします。講習会参加に消極的なスタッフの方々にも関心を持っていただける内容です。

ご聴講いただく皆さまにとって、本講演が明日からの一助となれば幸いです。(講師より)

日 時 7月15日(水) 午後6時30分～8時30分
講 師 久保 佳世子 氏 (歯科接遇コンサルタント)
会 場 ワイム貸会議室高田馬場4F (*2)
※会場での開催です。

定 員 80名
対 象 会員および会員の診療所に勤務するスタッフ
参加費 会員証1枚につき1人無料
同伴者1名につき1,000円
予 約 右のQRからお申し込みください。
担 当 経営管理部



久保 佳世子 氏



参加申込

新規開業医講習会

カルテ記載など日々の対策が
新規個別指導の明暗を分ける

新点数にも対応

新規個別指導は開業後、概ね1年後の医療機関が選定されています。指導対策は、通知が届く前の早い段階で準備を始めることが最も大切です。講習会では、年間100件を超える相談を基に、指導で指摘されやすい事項を含め、昨年様式が変更になった事前提出物、新点数にも対応した保険診療の基本的なルールやカルテ記載、請求方法、自費と保険の考え方を丁寧に解説します。また、今年度の指導計画などもお話しします。

これから開業を検討中の先生や勤務医の先生、さらに、改めて保険のルールなどについて確認したいという先生にも、ぜひ、ご参加いただきたい講習会です。

日 時 8月2日(日) 正午～午後5時30分
講 師 協会講師団
会 場 ワイム貸会議室高田馬場4F (*2)
定 員 50名
対 象 会員・未入会員
参加費 会員13,000円、未入会員30,000円
予 約 右のQRからお申し込みください。
担 当 組織部



参加申込

第1回施設基準のための講習会

歯初診・外安全1・外感染2・口管強・歯援診の
施設基準を新たに届け出る方向け

この講習会は①5種類、②3種類の施設基準に必要な研修を1日で受講できる講習会です。

医療法で定められている年2回の医療安全講習会にも対応しています。

★対象施設基準：歯初診、外安全1、外感染2、口管強、歯援診

【詳細】

日 時 8月9日(日)
①のコース 歯初診、外安全1、外感染2、口管強、歯援診…午後1時～6時30分
②のコース 歯初診、外安全1、外感染2 …午後4時～6時30分
講 師 繁田 雅弘 氏 (東京慈恵会医科大学精神医学講座 名誉教授)
坂下 英明 氏 (明海大学 名誉教授/朝日大学 客員教授/我孫子聖仁会病院 口腔外科センター長)
馬場 安彦 氏 (東京歯科保険医協会 副会長)
森元 主税 氏 (東京歯科保険医協会 理事)

会 場 ワイム貸会議室高田馬場4F (*2)
定 員 100名
対 象 会員 (新規に施設基準を届け出る医療機関)
参加費 ①のコース 8,000円 (修了証代込)
②のコース 5,000円 (")
予 約 右のQRからお申し込みください。
担 当 社保・学術部



参加申込

第4回院内感染防止対策講習会

4年の有効期限を直近で迎える方、
6月以降に新規で届出を行う方

6月の診療報酬改定において、歯初診(初診料の注1に規定する施設基準)の研修要件に「抗菌薬の適正使用」の内容が追加されました。6月以降に受講する研修は、「抗菌薬の適正使用」の内容が含まれている必要があります。

現時点で前回受講日から4年の有効期限を迎えない受講歴の先生は、「抗菌薬の適正使用」の内容が含まれていなくとも、4年以内に「抗菌薬の適正使用」の内容が含まれた研修会を受講することで、継続して歯初診の要件を満たせることとなります。そのため、直近の歯初診に関する研修の受講歴をご自身でもご確認のうえ、ご参加ください。

日 時 第4回 7月29日(水) 午後1時～2時20分

【今後の予定】

第5回 8月26日(水) 同上 ※予約開始日: 8月1日
第6回 9月30日(水) 同上 ※予約開始日: 9月1日
第7回 10月28日(水) 同上 ※予約開始日: 10月1日

講 師 濱崎 啓吾 氏 (東京歯科保険医協会 理事)
会 場 Web開催(*3)

定 員 500名
対 象 会員本人のみ ※代理出席は不可
参加費 1,000円
予 約 右のQRからお申し込みください。
担 当 社保・学術部



デンタルブック
ログイン

社保研究会

2026年度の個別指導、集団的個別指導を知る

協会が関東信越厚生局東京事務所に対して行った開示請求により、2026年度の新規個別指導、高点数による集団的個別指導、個別指導のそれぞれの計画が明らかになりました。それによりますと、新規個別指導は264件(前年と同数)、集団的個別指導は433件(前年度比212件減)、個別指導は112件(前年同数)が計画されています。

本研究会では、平均点数や選定理由、実際の指導の場で指摘されている事項などについて解説いたします。

日 時 8月27日(木) 午後7時～9時
講 師 加藤 開 氏 (東京歯科保険医協会 副会長)
会 場 東京歯科保険医協会会議室およびWeb開催(*1・3)
定 員 協会会議室18名・Web500名
参加費 会場参加の場合、同伴者1名につき1,000円
予 約 右のQRからお申し込みください。
担 当 社保・学術部



参加申込

第4・5回口腔機能実地指導料 のための講習会

第5回はご要望にお応えし、会員本人も参加いただけます！

今次診療報酬改定により、口腔機能実地指導料(46点)が新設されました(「2026年改定の要点と解説」47ページ参照)。本指導料を算定するためには、口腔機能発達不全症および口腔機能低下症の実地指導に関する研修を受けた歯科衛生士が配置されており、施設基準を届け出る必要があります。本講習会は、当該施設基準を満たす内容で開催します。

	第4回(キャンセル待ち)	第5回(年内ラスト開催)
日時	8月6日(木)午後7時～9時	9月16日(水)午後7時～9時15分
会場	文京シビック小ホール(*4)	文京シビック大ホール(*4)
定員	300名	1,000名
対象	会員の医療機関に勤務する 歯科衛生士	会員および 会員の医療機関に勤務する歯科衛生士
参加費	2,000円	会員:無料 歯科衛生士:2,000円

予 約 右のQRからお申し込みください。
備 考 申し込み受付後、歯科衛生士のみ会員登録のある
医療機関に郵送にて受講票(1人につき1枚)を
お送りします。
担 当 社保・学術部



参加申込

歯科医療の歴史と保険医協会

補綴含む歯科医療の背景に歯科医師法と健保法

連載／協会探訪 その⑪

東京歯科保険医協会
会長 早坂 美都

私たち歯科保険医が、毎日、当たり前のように行っている歯科医療。今年も会員の先生方は、診療報酬改定で大変な苦労をされていると察します。

東京歯科保険医協会は、医療運動、診療報酬改善、学術向上の総合的な発展を目指していますが、元々は運動団体です。1973年4月、「歯科保険医の経営・生活ならびに権利を守り、

以後、歯科保険医の要求に基づく自主的な団体として、今日までさまざまな活動を展開。その結果、会員数は2026年6月1日現在で6千4名となっています。

大正11年の健康保険法制定から 歯科医療は保険給付に

◆1906年に

旧歯科医師法制定さる

現在の日本の歯科医療制度の基礎ができたのは、1906(明治39)年で、旧歯科医師法が旧医師法と同じ時期に制定され、歯科医師が独立した専門職として法律に位置付けられました。

その16年後の1922(大正11)年に健康保険法が制定されました。関東大

歯科補綴への健康保険給付

ところで、旧歯科医師法についてですが、私が調べたところでは、1896(明治29)年頃から旧医師法を制定する動きがありました。しかしながら、1899(明治32)年に明治医会(東京帝国大学医学部系)が発表した医師法案は、「歯科医師について、本法は適用しない」との内容でした。その後、医師法案に歯科医師を入れる方策

案に歯科医師を入れる方策

一般的には、新たな法律を制定するには、それ相応のプロセスを要します。おそらく当時のこの動きがなければ医師法のみが制定され、歯科医師法の制定までには、さらに相当な時間を要した可能性が高いと考えられます。

医師法と同時に歯科医師法が制定されたことで、その後の健康保険法の制定による診療報酬制度に対しても影響が出た可能性は否定できません。

健康保険法(1922年制定)では、歯科の給付において「保険経済上の観点から当分の間、歯科工賃を含まない」との政府の方針がありました。補綴を給付に含めると保険財政が圧迫されてしまうことを懸念したためです。

また、諸外国の給付状況も参考にされた。健康保険制度が始まった頃にモデルとなったヨーロッパでは、16カ国中歯科の給付が行われていたのはその半分でした。さらに、補綴を給付していたのは、イギリス、ソビエト、ハンガリーなど、わずかな国々だけだったのです。

このことは、日本の歯科医療の歴史の大きな転換点でした。補綴治療を保険給付することについては、時代背景とともになかなか議論されたようです。

歯科補綴への健康保険給付に對して、当時の日本聯合歯科医師会が血闘守之助会長名で内務大臣に対して「歯科治療は補綴を含めてはじめて意味があり、除外するのはおかしい」と趣旨の意見書を提出しています。

結果的に我が国の医療保険では、制度開始時から歯科補綴を含む標準的な歯科治療の多くが保険給付されています。

最近では、急速な人口の高齢化により、医療・介護

の連携、要介護者に対する在宅歯科医療を提供していく機会が増えています。その多くが義歯の修理や調整であることを考えると、義歯の保険給付がなければ非常に困難な状況になることは容易に想像できます。少子高齢化に伴い、基礎疾患を持つ高齢者の歯科治療が増えてきております。このような状況を背景に、今後の歯科医療政策では、適切な歯科保険診療の充実と歯科医師臨床研修制度や教育内容などを含めた歯科医師養成が重要になります。

先人が築いた歯科医師法と健康保険制度で、歯科補綴を含めた歯科医療の基礎があるからこそ、私たち歯科保険医は国民皆保険を継承し、さらに発展をさせる必要があります。

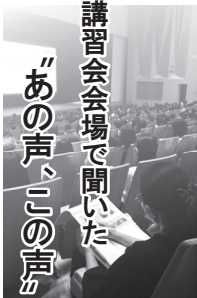
【参考文献】

▼「日本の歯科医療制度の礎とこれからの展望」上條英之(東京歯科大学歯科社会保険学教授、歯科学報)

▼「戦後保険医運動の歴史」(保団連)労働旬報社

「勉強が楽しい」講習会会場で聞いた

「あの声、この声」



2026年度診療報酬改定を受け、協会は3回の春に新点数説明会を3回にわたって開催した。さらに、新設された施設基準の届出に必要となる口腔機能実地指導

料のための講習会を実施。6月までに3回開き、多数の歯科衛生士が足を運んだ。会場では会員や歯科衛生士からさまざまな声が聞こえてきた。

「気持ちには衰えない」ベテランDr.のあくなき想い
新点数説明会に訪れた長崎正継先生(79歳/町田市)は、近年の改定について「加速度的に制度が変化し、高齢の先生がついていけない。パソコンやスマホの他、レセコンも持っていない先生がいる。後継

者もおらず設備投資ができないという悪循環をよく耳にする」と周囲の状況を教えてくれた。自身は他団体のセミナーにも足を運び、理解を深めているといい、「勉強するのが楽しい。体は衰えても、気持ちは衰えておらず向学心と向上心を持ち続けていることが健康の秘訣でもある」と、目を輝かせた。

入会歴約3年のM先生は、全ての新点数説明会に参加し、「協会の資料は見やすい」と話した。「点数が上がった部分もある一方で、診療報酬がより煩雑になった」と改定を評価していた。24年改定時から物価がかなり高騰したこともあり、「実状との乖離を解消

歯科医師のための 第2休業保障 所得補償保険

(受保会社)
三井住友海上

万が一の休業休診に
備えて収入を補償します

歯科診療所におすすめ 事業活動総合保険 ビジネスキーパー

(受保会社)
三井住友海上

大切な医療機械等を
破損リスクから守る

歯科医師のための 医師賠償 責任保険

(受保会社)
三井住友海上・東京海上日動

万が一の医療上の
トラブルに備えて

株式会社 アサカワ
保険事務所

〒141-0031 品川区西五反田 1-28-3

TEL 03(3490)1751
FAX 03(3490)1780

E-mail : info@asakawahoken.co.jp
http://www.dairitenhp.com/asakawahoken/

第2休業保障制度

お申し込み

ありがとうございます

会長 早坂 美都

今期も第2休業保障制度普及キャンペーンに伴い、多くの先生方にご加入いただきまして、誠にありがとうございます。今回、お申し込みいただいた先生方にご加入日・振替日等についてご案内いたします。

【第2休業保障制度】

加入日、補償開始日・・・8月1日(土)
初回掛金振替日・・・7月27日(月)
加入者証の送付・・・10月上旬郵送
税法上の扱い・・・掛金は生命保険料控除のうち、介護医療保険料控除の対象

※第2休業保障制度は経費扱いにできる場合があります。

※振替日は毎月25日25日が休日の場合は翌営業日となります。

◆お問い合わせ 03-3205-2999 共済部

「あと1年早ければ」

春募集で残念ながら加入をお断りしたケースがありました

ケガや病気の備え 休業保障制度

※加入には年齢制限があります

※健康であることが加入条件です

加入の検討をお急ぎください

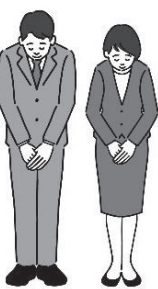
まずは共済部までお問い合わせください！

☎03-3205-2999／資料請求→

5口加入、30日間休業した場合の給付

自宅療養 90万円

入院療養 120万円





2026年度診療報酬改定について、先生方はどう感じますか。

今年改定において、医療従事者の人件費のさらなる処遇改善のために増



▼代替品でしのぐ現場
高まる診療への不安
入手困難となつている上位3品目であるグローブ、エプロン、滅菌バッグの在庫状況を見ると、長くても3カ月分しかなく、多くは1カ月以内との回答であった(図)。歯科医療機関では3カ月後の診療予約を取ることもあるが、その時になつても必要な資材が確保できる保証がないという状況に置かれている。

また、従来使用していた製品の入手が困難となり、やむを得ず代替品へ切り替えているとの回答も寄せられた。サイズや使用感、品質や性能が普段とは

異なる資材を使用しながら診療を継続している実態もみられる。現場の努力によつて診療は維持されているものの、本来使用したい資材を十分に確保できない状況が続けば、医療提供体制への影響も懸念される。

医療資材不足
アンケート
◀1面からつづく▶

このままでは診療に影響大

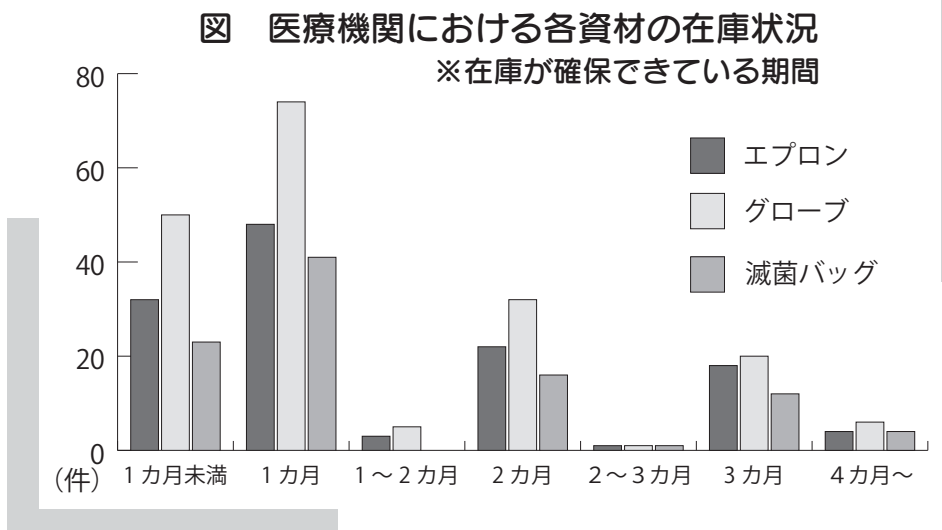
資材確保と診療報酬引き上げを

東情勢や原材料価格の上昇などを背景に、今後の大幅な値下がりも期待しにくい状況だ。

▼今度診療報酬改定では
物価高騰対応は不十分
今度診療報酬改定では、物価高騰への対応が行われたが十分とは言えない。医療資材費をはじめ、人件費や光熱費なども上昇を続ける中、保険診療を担う歯科医療機関の経営は厳しさを増している。

安全で質の高い歯科医療を継続的に提供するためには、実態に即した診療報酬の期中改定や支援金の支給などによる対応が必要である。

さらなる問題は価格高騰である。資材が確保できたとしても、購入価格は以前より大幅に上昇しているため多くの医療機関が経営上の負担増を訴えている。中



2026年度診療報酬改定

加藤 開
(副会長／豊島区)

点となったベースアップ評価料と、今次改定から歯科技工士の処遇改善のために新設された歯科技工所ベースアップ支援料により、国が歯科医療関係者に対する賃上げの財源が明記されました。目に見える点数の項目を付ければ分かりやすいが、果たしてこれら、ベースアップ評価料や歯科技工所ベースアップ支援料がいつまで続くのか疑問である。

歯科診療報酬は大きく「技術料」と「材料料」に分かれる。我々歯科医師や従業員の報酬や賃金の財源は、主として保険診療の「技術料」であるが、今回の診療報酬改定ではほとん

団体連合会(保団連)が行っている調査では、かなり厳しい状況の先生が大勢いることが判明している。日々の診療で得られる診療報酬は、固定費の高騰だけではなく、中東の情勢などによる物価高、従業員の賃金上昇など、さまざまな経費負担の増加に追いつけていない。そのような厳しい状況の中、多くの歯科医院が何とかやりくりしながら、医院経営を行っているのが現状である。

メディアでは、歯科技工士問題が取り上げられ、歯科技工士の低賃金、長時間労働などによる手不足、技工物の依頼先が減少していることなどが注目されている。

そのために、私としては、補綴関連の診療報酬は、「大臣告示の7対3」により、技術料の7割が歯科技工所へ、残りの3割が歯科医院へと分配されることを徹底し、今次改定の歯科技工所ベースアップ支援料で対応するのではなく、技術料のアップで評価を引き上げて、歯科技工士の処遇改善対応をするべきではないかと考える。

歯科医師、歯科技工士、従業員の賃上げをはじめ、歯科材料などの高騰に対応できるようにするためには、やはり診療報酬の技術料の引き上げが一番理にかなっていると思う。

理事会 だより

2026年度
第4回
(暫定)理事会

◆第4回(暫定)理事会◆
6月11日(木)、午後8時00分～9時50分。会長、副会長5名、理事15名、監事1名、事務局13名の出席。

【情勢報告】オンライン資格確認端末が故障した際、高齢患者で、代替となるマイナポータルの画面も表示できないため、「資格情報のお知らせ」を持ってきてほしいと伝えたとこ

ろ、家族からクレームがあったことが報告された。

また、歯科医療機関にお

ける石油製品の在庫・供給状況緊急アンケートの結果を確認。「歯科用のエプロンが入手しにくい」「エタノールが4月から値上がりしている」などの状況が報告された。

【診療報酬改定対策】歯科技工所ベースアップ支援料(歯技ベア)について、

「5月に歯科技工を委託、6月に納品されたものに歯技ベアは請求できるか」「義歯修理を院内技工で行った場合、歯技ベアを保険請求

できるのか」などの質問や意見が出された。

【各部活動報告と提案事項】介護連携サービス事業所が算定する口腔連携強化加算が、ほとんど算定されていない原因について、新宿区に絞って、アンケートを実施することを確認。新設された歯科技工所ベースアップ支援料について、歯科技工所に対して行ったアンケート調査の結果を調査対象とした歯科技工所190施設に送付することを確認。

【機関紙の企画】7月1日号の企画案を確認。

【組織の現勢】6月1日付け会員数6千94名(入会40名、退会14名)。

お詫びと訂正

材 料	区 分	旧点数	新点数
12%金銀 パラジウム合金	全部金属冠	大臼歯 2,141	誤) 2,487 正) 2,482
14カラット 金合金	二腕鉤 (鋳造鉤)	大臼歯 2,726	誤) 3,100 正) 3,110

本紙2026年6月1日号(第675号)2面に掲載した「2026年6月歯科用貴金属の改定情報」に誤りがありました。お詫びするとともに訂正いたします。

現場で役に立つ“本作り” を目指しています。

歯科医療事務 症例と解説



初期カリエスから有床義歯まで、解説付き(カルテ問題集)です。
B5判
3,080円(税込)

カルテの手引き



2026年6月改正に対応。保険点数のルールブック
A5判
2,530円(税込)

歯科アシスタント MY BOOK



新人スタッフの教育にスタッフの再教育に
A5判
1,650円(税込)

お求めは アイデンタルサービス

〒108-0073 東京都港区三田3-4-6-801
☎03-3798-1778 FAX03-3798-8505

パブリックコメント提出のご協力とお願い

「歯科は後回し」とならないよう
高額療養費制度の自己負担増に反対意見を

7月5日まで、高額療養費の負担上限額引き上げに伴うパブリックコメント(意見公募)が実施されています。今回の制度見直しは、一見、医科を受診する患者の負担増加だけのように思えますが、ドミノ倒しのよう「歯科受診控え」が引き起こされ、国民の口腔の健康に悪影響を及ぼしかねない重大な問題です。負担増は患者の受診意識を低下させ、義歯の装着や歯冠修復・欠損補綴など、必要な治療のための受診控えを招きます。

昨今、医科点数表に「歯科医療機関連携強化加算」が新設されたように、歯周病などの口腔疾患が糖尿病をはじめとした全身疾患に影響を与えることは周知の事実です。引き上げによって、歯科の受診控えが起これば、結果的に医療費全体を増大させる悪循環を生じるリスクもはらんでいます。

「歯科は後回しでもいい」という誤った認識を広めないためにも、現場を預かる医療従事者が声を届ける必要があります。医療制度を守るため、切実な声をパブコメとしてご提出ください。

●パブリックコメント提出の概要

案件名: 健康保険法施行令等の一部を改正する政令案に関するご意見の募集について

締切: 7月5日(日)必着

提出方法: ①WEB(右記QR)

②郵送: 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局保険課企画法令第一係 宛て



投稿募集

「東京歯科保険医新聞」では、本紙8月号に掲載する「会員投稿」を募集しています。テーマは「今回の改定で感じたこと」です。テーマ以外のフリー投稿も受け付けます。ぜひ、原稿をお寄せください。

【募集要綱】

- ①テーマ 「今回の改定で感じたこと」
 - ②文字数 800字程度(要相談)※メール、または郵送でお送りください。
メール▶ info@tokyo-sk.com
郵送先▶ 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-29-8-6F
東京歯科保険医協会広報部宛
1~3点まで掲載可 ※お借りしたお写真は、返却いたします。
 - ③写真他 7月15日(水)必着
 - ④締切 掲載させていただいた場合には規定により薄謝をお送りします。
 - ⑤お礼 掲載させていただいた場合には規定により薄謝をお送りします。
- ※紙面の都合上掲載できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

担当: 広報・ホームページ部

資料不足解消・患者負担増の中止求める

早坂会長 国会議員へ緊急要請



山添拓議員(右)



小西洋之議員(右)



協会は6月4日、中東情勢に伴う医療資材不足を受け、国会議員への緊急要請行動を実施し、早坂美都会長が議員会館を訪れた。要請にあたり、協会では会員

にアンケートを実施し、衆参合わせて15名以上の国会議員に診療現場で困っている実態を訴え、改善を求めた。アンケートでは、回答者の過半数がグローブ、エプロンおよび滅菌バッグの不足を訴えており、エプロンを必要最小限の使用に留める、診療を延期するなど

の深刻な実態が浮き彫りになった。早坂会長はアンケート結果を紹介しながら「このままでは歯科診療が成り立たない」と訴え、医療資材不足の早期解消を強く求めた。議員からは医療機関での在庫の困窮具合について質問が相次ぐなど、率直な意見交換が行われた。

また、可決された「健康保険法等の一部改正案」に

「診療行為」へ拡大可能な表記になっている点を指摘。自己負担額が加速度的に増えれば「受診抑制による

ただいた小西洋之参議院議員へ謝意を伝えた。

【要請した国会議員】

※1秘書対応

△衆議院

安藤たかお議員(自民)

井上信治議員(自民)

若宮健嗣議員(自民)

河内宏一議員(中道)

高沢一基議員(国民)

田村智子議員(共産)

高山聡史議員(みらい)

△参議院

小西洋之議員(立憲)

山添拓議員(共産)

田村まみ議員(国民)

塩村あやか議員(立憲)

吉良よし子議員(共産)

牛田栄友議員(国民)

川村雄大議員(公明)

塩入清香議員(参政)

第54回定期総会—多くの会員が来場

懇親会

会員ら交流深める
協会活動への期待も

改定テーマに
シンポジウム
疑問解消へ活発な議論

(1面から続く) 定期総会終了後には、シンポジウム「今次診療報酬の“?”を“!”に変えるシンポジウム」を開催した。

このシンポジウムは、今次改定に伴い現場で生じている疑問点を解決し、日常診療に役立てることを目的に行われ、各分野の担当役員が具体例を交えながら解説した。司会には坪田有史副会長が務め、①補綴治療と歯科技工連携、②医科歯科連携、③口腔機能管理と訪問診療の3テーマについて、シンポジスト4名が説明した。

「診療に生かしたい」の声をまず「補綴治療と歯科技工連携」では本橋昌宏副会長が担当。チタンブリッジや暫間歯冠補綴装置、歯科技工所ベースアップ支援料、クランなどの除去料について、実際の症例をもとに算定や運用上の留意点を説明した。特に、今次改定で関心が高まっている暫間歯冠補綴装置と歯科技工所ベースアップ支援料については、参加者から多くの質問が寄せられ、算定要件

や歯科技工所との連携の在り方について活発な意見交換が行われた。次に「医科歯科連携」は加藤開副会長、濱崎啓吾理事が担当し、歯周病継続支援治療(SPT)、診療情報連携共有料、歯科治療時医療管理料、総合医療管理加算などについて説明した。高齢化が進む中、全身管理を踏まえた歯科医療の重要性が高まっていることを背景に、医科との情報共有や連携体制の必要性を強調。会場からは、診療情報等連携共有料をどのように日常診療へ取り入れるかなどを巡る質問が相次ぎ、具体的な運用方法に高い関心が集まった。

最後の「口腔機能管理と訪問診療」は、池川裕子・

定期総会とシンポジウム終了後には懇親会が開催され、会員や関連団体のほか、国会議員、都議会議員などの供給不安について、国会議員に現場の実情を訴え改善を要望した際のエピソードを紹介するとともに、「物価高騰や人手不足など厳しい状況が続く中、今後も会員とともに必要な政策提言や運動に取り組んでいきたい」と決意を語った。

続いて、全国保険医団体連合会の天谷静雄副会長が祝辞を述べ、2026年度の診療報酬改定について、「今回の改定率では、

物価高騰などで疲弊している医療機関への対応として全く不十分である」と指摘。さらに、「国会では、高額療養費制度の負担限度額引き上げや、OTC類似薬の保険給付の見直しを盛り込んだが、十分な審議がなされないまま法案は成立した。いずれも患者の受診抑制につながりかねず、断じて容認できない。今こそ患者・国民の声を政治に届ける運動が重要になっている」と呼びかけた。

また、東京歯科保険医協会の岡本正史会長は、「私たち医療従事者は、国の方針に従うだけではなく、現場の実情や患者の声を踏まえ、言いつきことはしっかりと発信していかなければならない。東京歯科保険医協会は東京歯科保険医協会と力

を合わせ、診療報酬引き上げをはじめとする諸課題について、引き続き国や自治体へ要望を行っていく」と都内の保険医協会同士の連帯に思いを馳せたメッセージを贈った。

このほか、関係団体の代表者や国会議員、都議会議員からも祝辞が寄せられ、歯科医療を取り巻く厳しい現状と今後の課題についての認識も共有した。

会場では、参加者がテーブルを囲みながら、日常の診療や協会活動、診療報酬改定への対応などについて活発に意見交換を行う姿が見られた。会員同士や来賓との交流も深まり、終始和やかな雰囲気の中、懇親会は盛会のうちに幕を閉じた。

◆会員からは期待の声

なお、懇親会では定期総